

# 全 員 協 議 会

令和3年3月17日(水)  
本会議終了後  
議場

## 〔出席議員〕

川神議長、佐々木副議長  
三浦議員、沖田議員、西川議員、村武議員、川上議員、柳楽議員、串崎議員、  
小川議員、野藤議員、上野議員、飛野議員、笹田議員、布施議員、岡本議員、  
芦谷議員、永見議員、道下議員、田畑議員、西田議員、澁谷議員、西村議員、  
牛尾議員

## 〔執行部〕

市長、副市長、金城自治区長、旭自治区長、弥栄自治区長、三隅自治区長、  
教育長、総務部長、地域政策部長、健康福祉部長、市民生活部長、弥栄支所長、  
教育部長、消防長、農業委員会事務局長

## 〔事務局〕

局長、次長、浜野書記

---

## 議 題

### 1 執行部報告事項

- |                                  |         |
|----------------------------------|---------|
| (1) 市内ケーブルテレビの今後について             | (地域政策部) |
| (2) 県外からの転入者限定PCR検査費用補助金について     | (地域政策部) |
| (3) 新型コロナウイルスワクチン接種対応について        | (健康福祉部) |
| (4) 「浜田市風力発電事業に関するガイドライン」の策定について | (市民生活部) |
| (5) 弥栄サービスステーションの支援の状況について       | (弥栄支所)  |
| (6) 浜田市立小中学校統合再編計画(案)について        | (教育委員会) |
| (7) 農業委員会の活動について                 | (農業委員会) |
| (8) 損害賠償請求訴訟の経過について              | (消防本部)  |
| (9) その他                          |         |

### 2 陳情審査結果について

### 3 議会報告事項

- (1) 浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合議会の開催状況等について
- (2) 浜田地区広域行政組合議会の審議状況の報告について
- (3) 浜田市都市計画審議会の審議状況について
- (4) 令和2年度浜田市土地開発公社理事会審議状況の報告について

### 4 その他

- (1) 各委員会の行政視察について
- (2) 各市議会議長会事務報告について(島根県市議会議長会、中国市議会議長会、全国市議会議長会)  
(次頁へ)

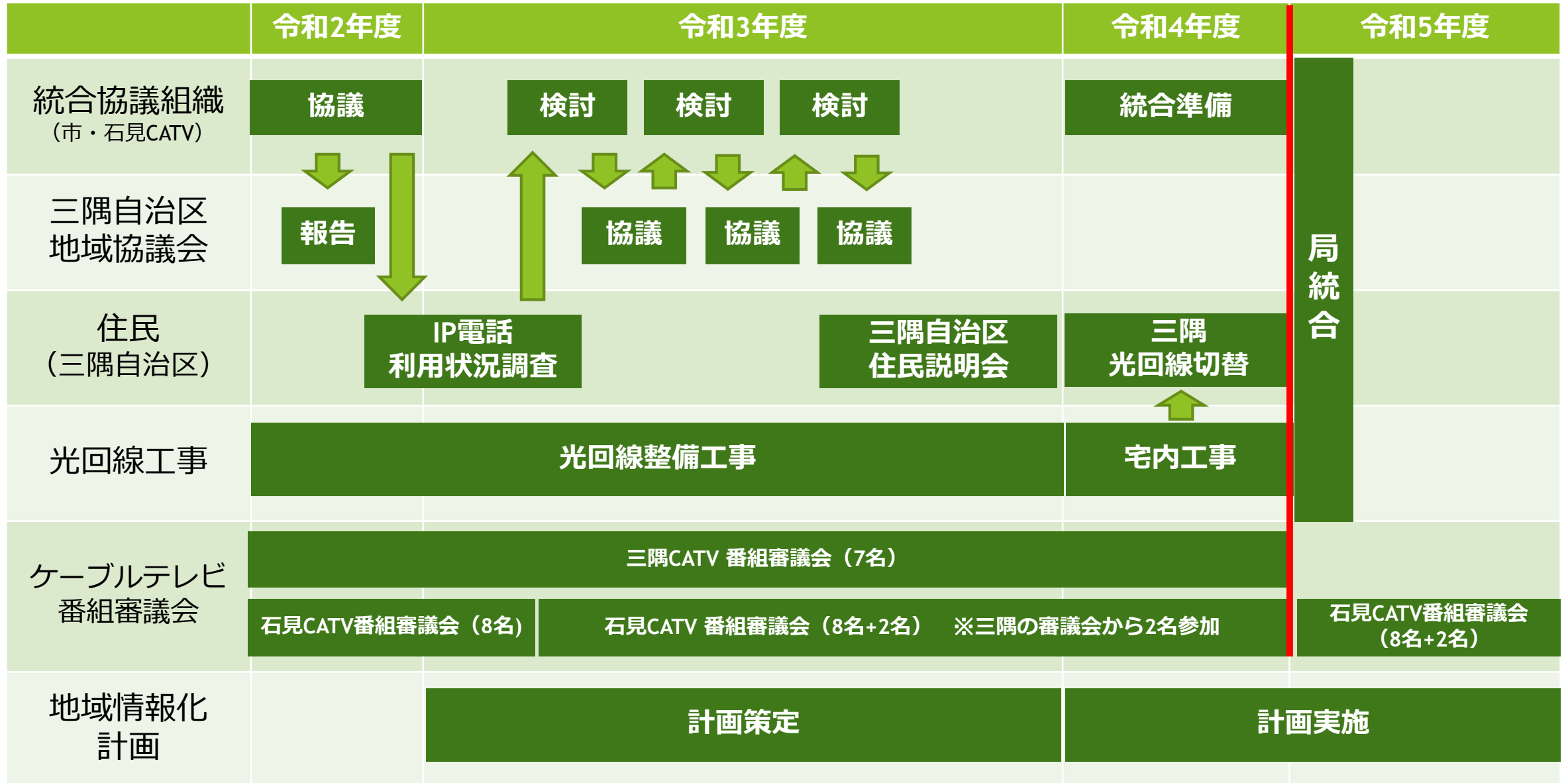
- (3) 議案における各自の表決結果の記載について
- (4) 政務活動費に係る令和2年度収支報告書【提出期限：4月9日（金）】及び  
令和3年度申請書【提出期限：4月2日（金）】の提出について
- (5) 令和3年3月定例会議予算決算委員会のケーブルテレビ放送予定について
- (6) 議会広報広聴委員会からのお知らせ
- (7) その他

※ (2) ～ (4) は議員のみ配付

# 市内ケーブルテレビの今後について

令和3年3月17日  
議会全員協議会  
地域政策部政策企画課

## ■ 統合スケジュール（案）



## ■ 三隅CATVの業務や体制比較

三隅CATV 業務等	業務内容	体制（案）		備考
		令和3年2月～令和5年3月 （チャンネル統合時）	令和5年4月～ （局統合時）	
①自主放送	三隅CATVの自主番組を放送する	石見CATV （122Chにて浜田市[三隅]の行政情報を放送）	石見CATV （既存自主番組を市の番組として制作し放送）	
②番組制作	三隅CATV自主番組の制作	三隅CATV （平成26年度から石見CATVに番組制作を委託）	石見CATV （既存自主番組を市の番組として制作し放送）	三隅局舎で継続
③窓口業務	三隅局舎での窓口対応	三隅CATV	石見CATV	三隅局舎で継続
④放送業務	民放、CS等の番組を三隅自治区に再送信する業務	三隅CATV	石見CATV	
⑤修理対応	三隅自治区の修理問合せに対し、訪問等の対応を行う	三隅CATV	石見CATV	
⑥顧客管理	三隅自治区の契約者の契約先（料金支払い、各種手続き先）	三隅CATV	石見CATV	
⑦制作スタッフ	三隅CATVで映像制作を行っているスタッフ	三隅CATV	石見CATVで継続雇用	三隅局舎で継続
⑧三隅局舎	ひゃこるネットみすみ情報ステーション	三隅CATV	石見CATVへ一部貸付 （石見CATVが映像制作、窓口業務等継続）	
⑨放送免許	三隅CATVの国への放送許可の届け出	三隅CATV	廃止	
⑩市の職員	三隅CATVに所属する正規職員及び会計年度任用職員	三隅CATV	配置無し	
⑪市の条例	浜田市ケーブルテレビ施設条例	三隅CATVの運用に関すること	施設等を貸し出せるよう改正	

## ■チャンネルの統合による主な変更点について

### (1) 定点カメラ 変更点（三隅自治区抜粋）

場所	継続	新規	備考
はりも山	○	-	河川カメラ
三隅大橋	○	-	河川カメラ
浄蓮寺峠	○	-	道路カメラ
御部ダム	○	-	河川カメラ
周布地峠	○	-	道路カメラ
三隅神社	×	-	
大平桜	×	-	データ放送での掲載は無い。 今後活用方法について検討。
井川桜	×	-	
岡見川御幸橋付近	-	○	河川カメラ
三隅トンネル東	-	○	道路カメラ

※浜田市全体の設置数

- ・河川カメラ10件（うち三隅4件）
- ・道路カメラ14件（うち三隅3件）

## (2) 防災情報チャンネル 変更点（三隅自治区抜粋）

旧お天気チャンネル	変更事項
・ エリアの天気	—
・ ピンポイント	—
・ 週間天気	—
・ 実況天気	—
・ ウェザーリポート (視聴者コメント紹介)	新システムでは非対応
・ 注意報・警報	—
・ 雨雲レーダー	—
・ 衛星画像	—
・ 天気図	—
・ ポイント解説 (文字による丁寧な解説)	新システムでは非対応
・ 全国の天気	—
・ 時間雨量 (1時間降水量)	—
・ 累計雨量 (24時間降水量)	—
・ 水位実況 (河川の水位)	—
・ 水位グラフ (河川断面図)	<b>※情報の削除はないが、掲示場所に注意</b> dボタン⇒防災・防犯情報⇒河川水位・土砂災害情報 ⇒河川水位情報
・ 風と波	三隅各地区表示が、浜田市沿岸部、山間部の2種に変更
・ 日の出日の入	—
・ 潮まわり (潮の干満)	—

## ■ その他Q&A

Q IP電話の今後の対応は？

A アンケートにより利用者のご意見を聞き、実態に沿った代替案を検討いたします。

Q 防災設備は有線で考えているのか。

A 今回整備する光回線網を活用した、有線での整備を検討しています。  
詳細が決まり次第、お知らせいたします。

Q 統合後の既存自主制作番組の内容決定権や著作権はどうなるのか。

A 統合後の週間タウン情報等の自主制作番組については、石見CATVに制作を依頼することになりますが、市が番組内容を決め、市が著作権を持つこととなります。

Q データ放送を活用してもらいたい。

A データ放送を活用するよう、市の全職員に研修を行っているところです。

県外からの転入者限定

# PCR検査費用補助金

県外からの採用者・転勤者に行うPCR検査費用を助成します。  
全国的に感染拡大が進む中、感染リスクの管理を行い、共に安心して働ける環境づくりに取り組みましょう。

## ☑ 補助対象者

県外からの採用者・転勤者を雇用する市内事業者(ただし、国県機関を除く。)

※次に該当する者へ行うPCR検査費用を補助します。

①令和3年3月1日以降に県外から転入し、住民登録のある者(パート・非正規職員を含む。)

②①と共に県外から転入した同居親族(①が受検する場合に限る。)

## ☑ 補助対象額

検査1件あたり上限7,500円(1事業所あたり上限75,000円)

※送料も補助対象としますが、検査キット購入のみは不可とします。

## ☑ 検査実施期間

令和3年3月18日(木)～令和3年4月30日(金)

※事前申請が必要です。検査前に必ずご相談ください。

感染症拡大防止に  
ご協力ください

## ☑ 申請必要書類

【交付申請時】

①交付申請書、②受検対象者名簿

【実績報告時】

①実績報告書、②検査を受けたことがわかる書類(陰性証明は不要。)

③領収書の写し、④検査結果等報告書

※実績報告までに、検査を受ける方が住民登録を終えている必要があります。

※もともと住民票が市内にある場合は、県外から住居を移したことがわかる書類の写しを提出いただきます。

例:卒業証明書、離職票、旧住所記載の運転免許証など



申請様式等は、市ホームページよりダウンロードできます。  
ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

お問い合わせ・申請先

〒697-8501 浜田市殿町1番地 浜田市 地域政策部 定住関係人口推進課  
電話：0855-25-9511 / E-mail：teiju@city.hamada.lg.jp



# Q & A

Q1 市外の営業所に配属された従業員は検査対象になりますか。

A1 対象になりません。浜田市内の営業所に勤務する従業員だけです。

Q2 パート、アルバイトも対象になりますか。

A2 県外から転入していれば対象になります。

Q3 従業員の家族が市外から転入したので、検査させたいと思います。

家族だけでも対象になりますか。

A3 対象になりません。従業員と同時期に転入し、従業員も検査を受ける場合のみ、同居親族も対象となります。

Q4 抗原検査は対象になりますか。

A4 対象になりません。PCR検査の費用が対象になります。

Q5 検査キットの購入費用は対象になりますか。

A5 検査に付随して生じる検査キットの購入費用や検体の送料も補助対象になります。ただし、検査キットの購入のみでは対象になりません。

Q6 陰性証明書は必要ですか。

A6 陰性証明書の取得は不要です。

検査を受けたことがわかる書類を実績報告の際に添付してください。

Q7 陽性だった場合は、どこへ連絡したらいいですか。

A7 速やかに浜田保健所へ連絡し、指示に従ってください。

●浜田保健所 しまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」

電話番号 (0855)29-5967

受付時間 全日 8:30~21:00

※緊急の場合に限って、これ以外の時間も受け付けます。

## 新型コロナウイルスワクチン接種対応について

### 1 接種順位等

先行して実施される医療従事者の接種に続き、次により市民の方々への接種を進める予定。ただし、ワクチン供給状況等により対象者及び時期は流動的。

- ① 65歳以上の高齢者及び特例の高齢者施設従事者 約 20,000 人
- ② 基礎疾患を有する方及び高齢者施設等の従事者 約 32,600 人
- ③ それ以外の方 (16歳未満 約 6400 人含む)

	3月			4月			5月以降
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	
65歳以上			④接種券発送	①65歳以上の高齢者※特例の高齢者施設の従事者含む			
65歳未満						⑤接種券発送	②基礎疾患を有する方 高齢者施設等の従事者 ③それ以外の方

対象者の80%が接種すると仮定すれば、  
 全体で  $52,600 \text{ 人} \times 80\% \times 2 \text{ 回} = 84,160 \text{ 回}$   
 うち、高齢者では、  $20,000 \text{ 人} \times 80\% \times 2 \text{ 回} = 32,000 \text{ 回}$  の接種が必要。

### 2 実施の方法

#### ① の方

- 地域の医療機関での個別接種にて接種を開始予定。

接種状況により、その他の方法で補完。

- 高齢者施設入所者は、原則、施設での接種。

※ 医療機関等へのワクチン配送や予約対応等の具体的な運用は関係機関と調整を進める。

※ 実施開始日が定まれば、④接種券を送付する。

#### ② 及び③の方

- ①の状況により、対応を検討。

※ 実施開始日が定まれば、⑤接種券を送付する。

### 3 準備状況

- 接種開始に先立ち、④「接種券」及び「予診票」の発送を準備中
- 問い合わせ専用のコールセンターを設置予定。

新型コロナウイルスワクチン接種対応について  
(令和3年3月15日時点の状況)

- 1 ワクチンの納入について
  - ・4月19日の週までに 2箱(975人分×2回) 納入
  - ・4月26日の週に 1箱納入見込み
- 2 高齢者の接種
  - ・高齢者施設入所者から接種開始(当初納入分を活用して)
  - ・一般の高齢者の方への接種(5月以降)
- 3 接種券等の送付
  - ・高齢者施設入所者分を先行して施設へ送付
  - ・一般の高齢者の方へは4月中旬を目途に送付開始
- 4 コールセンター設置  
令和3年3月22日(月) 開設 電話 0855-25-9250
- 5 個別接種における対応
  - (1) ワクチンの管理、小分け  
浜田市役所内の冷凍庫に保管するワクチンを、薬剤師会の協力を得て、適切に管理し、医療機関への必要数量を適切に小分けする。
  - (2) ワクチンの配送  
小分けされたワクチンを、専門業者により、転倒防止等品質保持対策も講じ、定期的に配送する。
  - (3) ワクチンのロス対策  
接種は、医療機関での事前の予約制とし、1バイアルあたりの利用に即した予約数(5の倍数)となるよう徹底する。

## 「浜田市風力発電事業に関するガイドライン」の策定について

### 1. 目的

近年、本市及び近隣において大型風力発電事業が相次いで計画されている現状があり、当該地域の住民から環境への影響を懸念する声が上がっている。こうした市民の不安を少しでも払拭し、生活環境の保全や自然環境との調和がとれた再生可能エネルギーの推進が図れるよう本ガイドラインを定めた。

なお、国の法令や県の条例等の定めが優先するものであり、このガイドラインは浜田市において事業者が設備の新設等や管理運営で調整すべき項目や目安を示したものである。

### 2. 対象

全高20メートル以上の大型風力発電事業とし、設備の新設、増設又は改修とする。ただし、国又は地方公共団体が実施するものを除く。

### 3. 項目及び目安

- (1) 事業主体：運転実績、事業の継続性、緊急時の即応体制、真摯な対応
- (2) 抑制区域：上水道水源地から一定範囲、自然公園等、その他不適区域
- (3) 設置可能場所：抑制区域以外の場所で住宅から風車まで一定距離
- (4) 住民説明会：事業着工1年以上前に開催、地域貢献策の提案

### 4. 市長意見

事業主体からガイドライン適合報告書の提出を受け、内容を精査し、適合していると認められない場合は、その旨を通知する。

また、以後の環境アセスの手続きにおける市長意見への参考資料とする。

### 5. 適用

施行期日は、令和3年4月1日とする。

経過措置として、施行日以前に環境影響評価法に基づく手続きをしているものに対しても、同法に基づく以後の市長意見提出の際には本ガイドラインを参考とした。

### 6. 既存事業に対して

- (1) 運転中の風力発電事業に対しては、増築や改修の際にも適用する。
- (2) 計画中の風力発電事業に対しては、以後の環境アセスの手続きによる市長意見の提出の際に本ガイドラインの適合具合を参考にする。

## 浜田市風力発電事業に関するガイドライン

### 1. 目的

当市では、浜田市環境基本計画や浜田市地球温暖化対策実行計画を策定し、資源循環型社会の構築と地球温暖化防止への寄与を目指しています。更に省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入を進める上では、生活環境の保全や自然環境との調和も大切であると考えています。

本ガイドラインは、当市において、特に、大型風力発電事業に係る設備（以下「設備」という。）の新設、増設又は改修（以下「新設等」という。）を行うに当たり、国や島根県の各種法令や環境指針などに定めるもののほか、当該設備の新設等を行う者（以下「事業者」という。）が地域及び住民に対して配慮すると共に調整すべき項目やその目安を定めることにより、事業者による自主的な適正設備の新設等及び管理運営を促すことを目的とします。

### 2. 対象

本ガイドラインの対象となる大型風力発電事業は、全高 20 メートル以上の設備の新設等（既存の設備に係る新設等を含む。）とします。

ただし、国又は地方公共団体が実施するものを除きます。

### 3. 事業主体

事業者として適していると判断する目安は、次に掲げるとおりとします。

- (1) 日本国内で概ね 2 年以上、7,500kw 以上の大型風力発電事業を行った実績の有無
- (2) 過去に前号の大型風力発電事業を実施する中で、当該地域との間で大きなトラブルの有無
- (3) 将来にわたる当該大型風力発電事業の継続性の見込み及び事業開始後少なくとも 10 年間に於ける第三者への売却、譲渡、貸付等の可能性の有無
- (4) 自然災害や事故等の緊急事態が発生した場合に、迅速に復旧対応することができる態勢の有無
- (5) 事業計画段階から設備の新設等の後においても、地域住民からの意見、要望等に対し、誠実に対処する姿勢の有無

### 4. 事業抑制区域及び設備設置可能場所

- (1) 設備の新設等を行うことが適さない区域（以下「事業抑制区域」という。）は、次のいずれかに該当する区域とします。

- ア 上水道の水源に係る取水地点から半径 1 キロメートル周辺域
- イ 特に環境の保全が求められる国県が指定する自然公園等の地域
- ウ その他市長が不適と認めた区域

- (2) 設備の新設等を行うことが適当である場所は、事業抑制区域以外の区域内であって、住宅から 600 メートル又は設備の全高の 4 倍以上の距離のいずれか長い距離を離れた場所とします。

## 5. 住民説明会

- (1) 事業者は、設備の新設等を行おうとする場所から 1 キロメートル以内に存する自治会等に対し、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 3 条の 4 の規定により主務大臣に配慮書を送付する日（同法に基づく手続によらない設備の新設等については、事業着工日。以下「着工日」という。）の 1 年前の日以前に、住民説明会を開催し、住民の理解を得てください。
- (2) 事業者は、当該地域の活動支援、生活支援、住環境整備、雇用創出など、地域の振興に寄与するような貢献策がある場合には、住民説明会で提案してください。

## 6. 報告書の提出

事業者は、本ガイドラインに適合していることを示すため、浜田市風力発電事業ガイドライン適合報告書（様式第 1 号）を着工日の概ね 1 年前の日以前に市長に提出してください。

## 7. 市長意見

- (1) 市長は、前項の報告書の提出があったときは、内容を精査し、本ガイドラインに適合していると認められない場合は、意見書（様式第 2 号）により、その旨を事業者に通知します。
- (2) 市長は、環境影響評価法に基づく市長意見を提出するときは、同法その他特別の定めに加え、本ガイドラインの適合項目を参考として当該市長意見を提出します。

## 8. 補 則

本ガイドラインに定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めます。

### 附 則

（施行期日）

- 1 本ガイドラインは、令和 3 年 4 月 1 日から施行します。

（経過措置）

- 2 本ガイドラインは、着工日が本ガイドラインの施行の日以後の設備の新設等について適用します。ただし、既に環境影響評価法に基づく手続中のものであっても、同法に基づく市長意見については、本ガイドラインの規定を参考にします。

## 浜田市風力発電事業に関するガイドラインに係る運用細則

### 1. 趣 旨

この運用細則は、「浜田市風力発電事業に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとします。

### 2. 事業主体

- (1) ガイドライン第3項第1号の規定における「日本国内で2年以上の事業実績が有る」とは、営利事業目的の設備で住民説明会の開催までに営利事業目的の運転実績が概ね2年以上であることをいいます。
- (2) ガイドライン第3項第2号の規定における「当該地域との間で大きなトラブルが無い」とは、運転期間中において、当該地域の自治体又は自治会等との間で訴訟等が起きたことがないことをいいます。
- (3) ガイドライン第3項第3号の規定における「事業の継続性が見込まれ、第三者への売却・譲渡・貸付等の可能性が無い」とは、事業開始後少なくとも10年間は、第三者への売却、譲渡、貸付等を禁じた条項の記載がある賃貸借契約を設備土地所有者と締結することをいいます。
- (4) ガイドライン第3項第4号の規定における「緊急事態に対し迅速に復旧対応できる態勢が有る」とは、設備の建設を請け負う会社及び運転管理をサポートする会社並びに設備のメンテナンスを行う会社と迅速対応の契約を結んでいること、並びに損害保険等に加入すること等により、緊急事態において迅速に復旧対応できる財務体質であることをいいます。
- (5) ガイドライン第3項第5号の規定における「地域からの意見、要望等に対し誠実に対処する姿勢が有る」とは、浜田市内に相談窓口事務所を設け事業者職員が常駐し、迅速丁寧に対応し真摯に回答できる旨の内容を住民説明会で説明することをいいます。

### 3. 事業抑制区域及び設備設置可能場所

- (1) ガイドライン第4項第1号アに規定する「事業抑制区域」とは、別添地図のとおりとします。
- (2) ガイドライン第4項第1号イに規定する「国県が指定する自然公園等の地域」とは、西中国山地国定公園、浜田海岸県立自然公園、三隅海岸自然環境保全地域並びに「日本の棚田百選」に選出された都川及び室谷の棚田地域とします。この場合において、これらに変更があった場合や新たな自然公園等の指定があった場合は、その都度見直すこととします。
- (3) ガイドライン第4項第1号ウに規定する「市長が不適と認めた区域」とは、風俗習慣、信仰、歴史文化、文化財包蔵地等を考慮し、事業計画に応じ市長がその都度定めます。

- (4) ガイドライン第4項第2号に規定する「住宅」とは、専ら自己の居住の用に供する住宅をいいます。
- (5) ガイドライン第4項第2号に規定する「設備の全高」とは、風車の支柱を超えた風車の回転域を含めた高さをいいます。

#### 4. 住民説明会

事業者は、住民説明会を開催したときは、当該住民説明会で説明した内容、質疑応答等をまとめた報告書を、その開催後1月程度を目安に市長に提出してください。

#### 5. 市長意見

- (1) 市長は、ガイドライン第7項第1号の規定により通知したときは、市民に公表することがあります。
- (2) ガイドライン第7項第2号の「市長意見」とは、環境影響評価法に基づく環境配慮書（同法第3条の7）、方法書（同法第10条）、及び準備書（同法第20条）について島根県知事に提出する意見をいいます。

#### 6. 補 則

この運用細則は、令和3年4月1日から施行します。



弥栄サービスステーションの支援の状況について（報告）

令和 2 年 6 月 26 日全員協議会で、弥栄サービスステーション維持支援補助金の予算執行保留について解除していただきました。その後のサービスステーションへの支援の状況等について、下記のとおり報告します。

記

1 弥栄サービスステーションを応援する会の活動状況

(1) 周知活動

- ア 町内全集落へ入会の依頼 全 26 集落
- イ SNS の活用

(2) 会員特典

- スタンプカード、クーポン券の発行
- 幟旗の町内設置



幟旗

(3) 会員加入状況

(単位：人)

区 分	2/14 現在 (8/31 時点)	初年度計画【最終】
正 会 員	134 (114)	118 【177】
賛助会員	242 (203)	219 【328】
計	376 (317)	337 【505】

(4) 会費収入状況 2 月 14 日現在 1,953 千円 (初年度計画：1,634 千円)

2 JA 弥栄サービスステーションの状況

令和 2 年 1 月～12 月

	計画	実績
収益計	10,536,000 円	15,792,931 円
経費計	8,985,000 円	14,274,878 円
収支 (税引前)	1,551,000 円	1,518,053 円

令和 3 年 3 月 17 日  
議会全員協議会資料  
教育委員会教育総務課

# 浜田市立小中学校統合再編計画 (案)

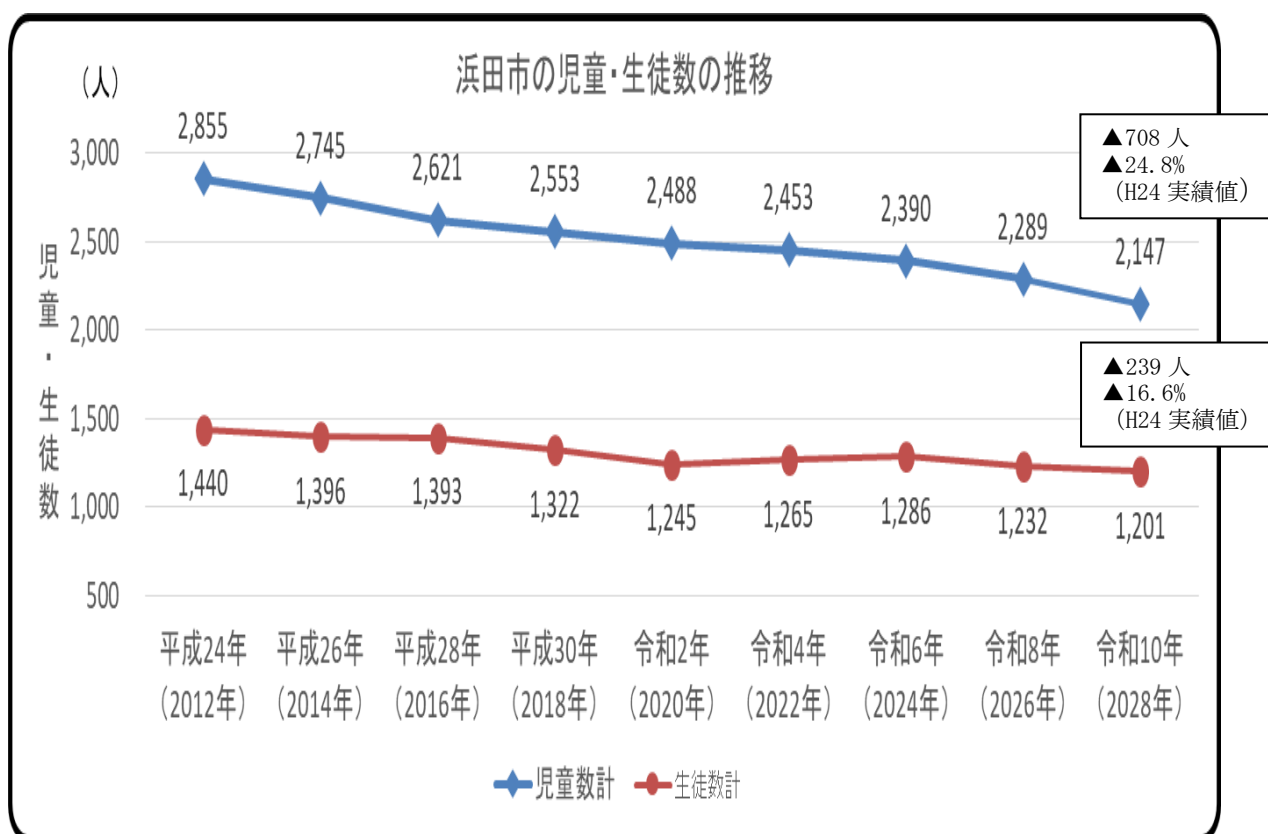
令和 3 年 3 月  
浜田市教育委員会

## 目 次

1	児童生徒数及び学校施設の現状	1
2	計画の位置付け	2
3	学校統合再編に当たっての基本方針	3
4	具体的な学校統合再編計画	4
	(1) 学校統合再編の方針	4
	(2) 学校統合再編に当たっての具体的方策	5
	(3) 学校統合再編に当たっての留意点	9
5	おわりに	9

# 1 児童生徒数及び学校施設の現状

本市の児童生徒数は、平成24年度（2012年度）に4,295人（小学校2,855人、中学校1,440人）であったものが、8年後の令和2年度（2020年度）には3,733人（小学校2,488人、中学校1,245人）と562人減少（小学校▲367人、中学校▲195人）し、さらに、8年後の令和10年度（2028年度）には3,348人（小学校2,147人、中学校1,201人）と令和2年度に比べて385人減少（小学校▲341人、中学校▲44人）することが見込まれる。



特に小学校では1学年1学級という学校が16校中9校、また、複式学級のある学校は6校という状況である。

学校は、確かな学力を身に付ける場であるとともに、児童生徒が集団生活と対して多様な考えや体験ができ、切磋琢磨しながら社会性を培う場でもあり、一定規模の集団を確保することが望ましいものと考えられる。

また、安全で豊かな教育環境を実現するために、学校施設の様々な課題に対しても、早期に改善、充実を図っていく必要がある。

特に本市は学校施設の老朽化が進み、小・中学校25校のうち10校は、築40年を経過している。

このうち、校舎棟残耐用年数が10年未満の学校は次表（学校施設長寿命化計画調査結果一覧表）の4校であり、計画的な整備改修が必要である。

このような中、浜田市立学校統合計画審議会からの答申を尊重しつつ、該当する各地区で開催した答申の説明会において出された意見等を考慮しながら、このたび、浜田市立小中学校統合再編計画を策定した。

[参考資料]

●学校施設長寿命化計画調査結果一覧表

学校名	建物名	建築年度		経過年	評価				
		西暦	(和暦)		1. 屋根屋上	2. 外壁	3. 内部仕上	4. 電気設備	5. 機械設備
雲雀丘小学校	校舎	1955	(S30)	62	B	C	C	C	C
	校舎	1956	(S31)	61	C	C	C	C	C
	校舎	1957	(S32)	60	C	C	C	C	C
	体育館	1959	(S34)	58	C	C	C	C	C
石見小学校	校舎	1961	(S36)	56	D	D	C	C	C
	体育館	1965	(S40)	52	B	C	C	C	C
美川小学校	校舎	1940	(S15)	77	C	B	C	C	C
	校舎	1940	(S15)	77	C	B	C	C	C
	体育館	1973	(S48)	44	B	B	C	C	C
第四中学校	校舎	1954	(S29)	63	A	B	C	C	C
	校舎	1959	(S34)	58	B	C	C	C	C
	体育館	1961	(S36)	56	C	B	C	C	C
	校舎	1989	(H1)	28	A	B	B	B	B
	校舎	1992	(H4)	25	B	B	B	B	B

(平成 29 年度調査より抜粋)

※経過年凡例

	: 20年未満
	: 20年以上40年未満
	: 40年以上

※評価凡例

○目視による評価

(1. 屋根・屋上、2. 外壁)

評価	基準
A	概ね良好
B	部分的に劣化 (安全上、機能上、問題なし)
C	広範囲に劣化 (安全上、機能上、不具合の兆し)
D	早急に対応する必要がある (安全上、機能上、問題あり) (躯体の耐久性に影響を与えている) (設備が故障し施設運営に支障を与えている) 等

○経過年数による評価

(3. 内部仕上げ、4. 電気設備、5. 機械設備)

評価	基準
A	20年未満
B	20年以上40年未満
C	40年以上
D	経過年数に関わらず著しい劣化事象がある場合

## 2 計画の位置付け

本計画は、「浜田市総合振興計画」及び「浜田市公共施設再配置実施計画」に基づき、市内小中学校の教育環境の適正化を推進するための方向性を示すものである。

ただし、児童生徒数の推移や学校施設の状況等により、必要に応じて見直しをする。

### 3 学校統合再編に当たっての基本方針

#### 基本方針

学校の教育環境改善を行うため、以下の3点の基本方針に基づき学校の統合再編を行う。

#### (1) 学校施設

学校施設の老朽化が進み、施設の改修は行ってきたものの、今後、大規模な改修または建替を行わなければならない学校施設がある。

子どもたちがより良い施設環境で過ごすために、当市の財政状況も踏まえつつ、学校統合と学校建設を行い、課題の改善を図るものとする。

#### (2) 教育活動

小規模校においては、一人ひとりの子どもに目が届きやすくきめ細やかな指導が行いやすいといった良さがある。

一方、人間関係や役割分担が固定化しやすいこと、集団の中で多様な考え方に触れる機会や切磋琢磨する機会が少ないこと、中学校の部活動においては、その選択肢が限定されるなどの課題があるため、ある程度の学校規模を確保し、課題の改善を図るものとする。

#### (3) 学校運営と教職員配置

学校の小規模化が進むことで、教職員の人数も減るため、教職員1人当たりの校務分掌が複数になること、また学校組織として学習指導や生徒指導等について、相談、研究が行いにくいなどの課題があるため、ある程度の学校規模を確保し、課題の改善を図るものとする。



#### 最重要方針

今回の計画は、特に基本方針の中の『(1) 学校施設』の対応を最優先として策定した。

## 4 具体的な学校統合再編計画

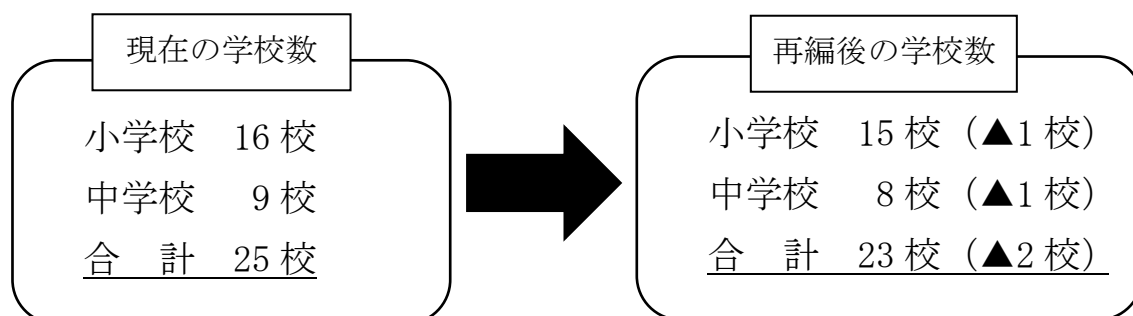
### (1) 学校統合再編の方針

〈小学校〉

原井小学校	雲雀丘小学校を統合
雲雀丘小学校	原井小学校へ統合
石見小学校	新たな校舎を建設
美川小学校	新たな校舎を建設

〈中学校〉

第三中学校	第四中学校を統合
第四中学校	第三中学校へ統合



## (2) 学校統合再編に当たっての具体的方策

### ①雲雀丘小学校を原井小学校へ統合 【統合目標年度】 令和6年度

雲雀丘小学校の施設は、建築後65年を経過し、耐震化工事や校舎床張り替え工事等を行ってきたが老朽化が著しい状況である。

校区は原井町及び笠柄町のみであり、未就学児の進学割合の過去の数値を見ると3割程度が他地域へ転居している地域であることから、児童数は、各学年とも10人前後で、今後も大幅な増加は考えにくい状況である。

また、周辺には通学可能な小学校が複数設置されているが、このうち原井小学校は平成16年度に建設され、同じ浜田地区にあるため、原井小学校と統合することとする。

このことにより、施設の老朽化の課題、大きい集団の中で多様な考え方に触れる機会や切磋琢磨する機会の確保、人間関係や役割分担が固定化しやすい課題の改善を図るものとする。

#### ○統合後の児童数と学級数（見込）

令和6年度	区分	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別支援学級	合計
原井小学校	児童数	23	26	26	23	38	33	-	169
	学級数	1	1	1	1	2	1	2	9
雲雀丘小学校	児童数	13	13	13	11	13	11	-	74
	学級数	1	1	1	1	1	1	2	8

※令和2年度教職員算定資料等を基に積算



令和6年度	区分	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別支援学級	合計
原井小学校 (統合後)	児童数	36	39	39	34	51	44	-	243
	学級数	2	2	2	1	2	2	2	13

#### ○統合のスケジュール（案）

	令和2年度	令和3年度		令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施事項	計画（案）の策定	計画（案）の説明会	計画の決定		交流学习の実施	統合
			保護者・地域との協議			
		跡地利用の検討・決定				



②第四中学校を第三中学校へ統合 **【統合目標年度】 令和6年度**

第四中学校の施設は、建築後66年を経過し、耐震化工事や屋上防水改修工事等を行ってきたが老朽化が著しい状況である。

加えて、生徒数は、各学年とも10人前後であり、今後も大幅な増加は考えにくい状況である。

また、より適正規模に近いクラス編成が可能になることや部活動の選択肢が広がることから、第三中学校と統合することとする。

このことにより、大きい集団の中で多様な考え方に触れる機会や切磋琢磨する機会の確保、人間関係や役割分担が固定化しやすいこと、同じ教科を担当する教員を複数配置することができず、教員に対する負担が大きいことなどの課題の改善を図るものとする。

○統合後の生徒数と学級数（見込）

令和6年度	区分	1年	2年	3年	特別 支援学級	合計
第三中学校	生徒数	79	112	84	-	275
	学級数	3	3	3	2	11
第四中学校	生徒数	14	12	9	-	35
	学級数	1	1	1	1	4

※令和2年度教職員算定資料等を基に積算



令和6年度	区分	1年	2年	3年	特別 支援学級	合計
第三中学校 (統合後)	生徒数	93	124	93	-	310
	学級数	3	4	3	2	12

○統合のスケジュール（案）

	令和2年度	令和3年度		令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施事項	計画（案）の策定	計画（案）の説明会	計画の決定		交流学習の実施	統合
	保護者・地域との協議					

### ③美川小学校は現地付近での建設

**【新校舎利用開始目標年度】 令和9年度**

美川小学校については、建築後80年を経過し、耐震化工事や雨漏り修繕改修工事等を行ってきたが老朽化が著しい状況である。

また、極少人数学級（複式学級）の解消が必要な小規模校であり、適正規模に課題はあるが、通学に問題があることや地域コミュニティの存続及び発展の中核的な公的施設と位置付けられるため、放課後児童クラブの併設や防災機能を併せ持つような複合施設として建設する。

#### ○建設スケジュール（案）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度～ 令和8年度	令和9年度
実施事項	準備・調整期間 (国等関係機関)	基本設計 測量設計	実施設計  建設用地 整備	校庭等整備 屋体建設 校舎建設	新校舎 利用開始



昭和15年建築の美川小学校


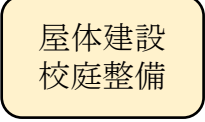
#### ④石見小学校は現地付近での建設

**【新校舎利用開始目標年度】 令和 12 年度**

石見小学校については、建築後 59 年を経過し、耐震化工事や外壁修繕工事等を行ってきたが老朽化が著しい状況である。

さらに、浜田市の中心に位置し、児童数も市内で一番多い小学校であるため施設の現地付近での新築建替えを行う。

#### ○建設スケジュール（案）

	令和 5 年度～ 令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度～ 令和 11 年度	令和 12 年度
実施事項	準備・調整期間 (国等関係機関)	基本設計 測量設計	実施設計	校舎建設	<div style="text-align: right;">   新校舎 利用開始         </div> <div style="text-align: right;">   屋体建設 校庭整備         </div>



昭和 39 年建築の石見小学校

### (3) 学校統合再編に当たっての留意点

#### ア. 通学路の安全確保

統合により通学距離が延長されるが、現在の規定（文部科学省作成）『公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引』では、通学距離については小学校でおおむね4キロメートル以内、中学校でおおむね6キロメートル以内であることが妥当であるとされている。ただし、通学路等の安全対策の観点から過去の学校統合では柔軟な対応を行ったケースもあるため、今後、通学路の安全確保について、道路改良及び標識の設置、スクールバスの導入等も含めて検討する。

また、閉校になった学校の地域において、新たな見守り隊を発足し、子どもたちの通学を見守る活動を行っている事例もあるため、地域と連携して通学路の安全確保を検討していく。

#### イ. 統合後の旧校舎等の利活用

統合に伴い、学校として使用しなくなった施設等の利活用については、施設の状況や地域住民の意見を十分に考慮しながら、市として総合的に活用策を検討していく。

#### ウ. その他

学校統合再編計画の実施に当たっては、該当校区の保護者や地域の方々の意見を十分に伺うとともに、学校統合への理解が得られるよう最大限の努力をする。

## 5 おわりに

全国的に少子高齢化が進む中、本市においても児童・生徒数が減少している。そのような状況の中、将来を担う子どもたちの確かな学力や豊かな心、健やかな体を育むためには、いかに社会が変化しようとして、自ら学び、考え、よりよく問題を解決するために主体的に判断し、「生きる力」を育成することが重要となっている。

今回の学校統合再編計画で方針を示した4校（雲雀丘小学校、第四中学校、美川小学校、石見小学校）のほか、建築後40年を経過している残りの6校のうち雲城小学校、今福小学校、金城中学校、弥栄中学校については、今までの統合の経緯や地域性に配慮し、今回の計画では現状どおりとし、次期計画時に検討する。

さらに、松原小学校、第二中学校については経年による機能低下はあるものの耐用年数に達していないため、次期計画時に検討する。

## 農業委員会の活動について (報告)

### 1 農業委員・農地利用最適化推進委員の概要

#### (1) 自治区別内訳

自治区名	浜田	金城	旭	弥栄	三隅	合計
農業委員	6名	4名	3名	2名	4名	19名
推進委員	6名	3名	3名	2名	4名	18名

- (2) 月額報酬
- |      |         |
|------|---------|
| 会長   | 25,400円 |
| 会長代理 | 23,400円 |
| 委員   | 21,400円 |

※上記以外に、活動・成果報酬として、実績に応じて1年分を年度末に支給。

### 2 農業委員会総会開催状況

日付	回数	3条申請	4条申請	5条申請	非農地証明	その他届出
R2.3.26	第26回	3件	1件	6件	1件	4件
R2.4.23	第27回	4件	5件	1件	4件	
R2.5.25	第28回			2件	2件	1件
R2.6.24	第29回	1件	1件	2件	1件	1件
R2.7.27	第30回	5件	2件	5件	2件	3件
R2.8.26	第31回	1件		4件		3件
R2.9.30	第32回		3件	8件	2件	1件
R2.10.26	第33回	1件	1件	7件	2件	4件
R2.11.25	第34回	1件	1件	3件	2件	1件
R2.12.24	第35回	2件		3件	4件	1件
R3.1.26	第36回		1件	9件		3件
R3.2.26	第37回	2件	4件	5件	4件	3件
1年間合計		20件	19件	55件	24件	25件

※総会前には、各地区担当委員が事務局と共に現地確認を行った。

(裏面へ続く)

### 3 農地利用状況調査（農地パトロール）

- (1) 各委員が担当地区ごとに、8月から10月にかけて農地の利用状況を確認し、違反転用や遊休農地の発生、解消等について報告を受けた。
- (2) 各委員の活動実績の平均時間数は、約37時間であった。

利用状況調査				利用意向調査	
1号遊休農地		2号遊休農地			
面積（㎡）	筆数	面積（㎡）	筆数	面積（㎡）	筆数
581,000	925	0	0	74,293	103

### 4 その他の活動

- (1) 集落等での話し合いへの参加  
それぞれの集落等において、「人・農地プラン」の策定に係る話し合いをはじめ、様々な話し合いへ参加してもらった。
- (2) 農地の集積・集約に関する情報収集、出し手・受け手の調整  
農地中間管理機構（しまね農業振興公社）の担当者との打ち合わせ等や、新規就農者へのあっせん活動等を行った。
- (3) 農地転用許可事案および各種届出報告事案のフォロー  
毎月の総会において、許可および届出報告した事案について、その後およそ6か月を経過しても、工事着手されていない場合には、譲受人または農業委員会事務局へ連絡してもらった。
- (4) 農地に関する相談  
例年、「JAグリーンフェスタ」や「金城さざんか祭り」等で、農地相談コーナーを設けていたが、今年度は、コロナ禍により各イベントが中止となったため、実施できなかった。
- (5) 研修会への参加  
毎年、浜田地区農業委員会協議会において、研修会を実施していたが、今年度は、コロナ禍のために取りやめた。
- (6) 地籍調査に伴う現地確認  
今年度は、10月から11月にかけて、3地区において行った。
- (7) 農業者年金、全国農業新聞の加入、普及活動  
戸別訪問等、必要に応じて行った。

以上

## 損害賠償請求訴訟の経過について

消防救急無線デジタル化整備における談合に係る損害賠償請求訴訟の経過について、報告します。

### 1 経過について

- ・ 令和 2 年 6 月 26 日

訴えの提起について、浜田市議会 6 月定例会議において議決

- ・ 令和 2 年 7 月 3 日

佐和法律事務所と損害賠償請求訴訟委任契約の締結

- ・ 令和 2 年 7 月 13 日

訴状の提出（松江地方裁判所浜田支部）

- ・ 令和 2 年 7 月 28 日

佐和法律事務所からこの度の事件について、松江地方裁判所浜田支部から松江地方裁判所に所管が移ったとの連絡を受ける

- ・ 令和 2 年 9 月 4 日

第 1 回口頭弁論

- ・ 令和 2 年 11 月 2 日

第 2 回口頭弁論、第 1 回弁論準備手続

- ・ 令和 3 年 1 月 25 日

第 2 回弁論準備手続、原告準備書面 1 の提出

- ・ 令和 3 年 4 月 19 日

第 3 回弁論準備手続（予定）

上記のとおり、これまでに 2 回の口頭弁論、2 回の弁論準備手続が行われました。

### 2 公正取引員会と株式会社富士通ゼネラルの裁判経過について

平成 29 年 9 月 21 日に第 1 回口頭弁論が行われ、その後弁論準備手続が 17 回行われました。

陳情審査結果等報告書

(令和3年3月定例会議審査分)

受付年月日	番号	件名	陳情者	付託委員会	付託年月日	審査年月日	審査結果等	可の者 (賛成)	不採択の理由
R3. 2. 12	175	懲戒の恣意性を排除することに関する陳情について	浜田市日脚町184-1 森谷 公昭	総務文教 委員会	R3. 2. 24	R3. 3. 4	賛成多数 採択	三浦、西川、永見、 上野、芦谷	
R3. 2. 12	176	飲酒同乗の事実の有無の公表を求める陳情について	浜田市日脚町184-1 森谷 公昭	総務文教 委員会	R3. 2. 24	R3. 3. 4	賛成なし 不採択	なし	本事案については、執行部において事実の有無を含め公開できないとしており、これ以上、議会ができることはないと判断したため。
R3. 2. 12	177	スキー事故の進展の報告を求める陳情について	浜田市日脚町184-1 森谷 公昭	総務文教 委員会	R3. 2. 24	R3. 3. 4	賛成多数 採択	三浦、芦谷、 永見、上野	
R3. 2. 12	178	文書管理の厳格化を求める陳情について	浜田市日脚町184-1 森谷 公昭	総務文教 委員会	R3. 2. 24	R3. 3. 4	賛成全員 採択	三浦、西川、永見、 上野、芦谷、 西田、牛尾	
R3. 2. 12	179	ICレコーダーに保存されている音声データの取扱いの明確化を求める陳情について	浜田市日脚町184-1 森谷 公昭	総務文教 委員会	R3. 2. 24	R3. 3. 4	賛成全員 採択	三浦、西川、永見、 上野、芦谷、 西田、牛尾	
R3. 2. 12	180	スポーツ施設の説明根拠の明確化を求める陳情について	浜田市日脚町184-1 森谷 公昭	総務文教 委員会	R3. 2. 24	R3. 3. 4	賛成全員 採択	三浦、西川、永見、 上野、芦谷、 西田、牛尾	
R3. 2. 12	181	市の説明責任と実効性のある対応を求める陳情について	浜田市日脚町184-1 森谷 公昭	総務文教 委員会	R3. 2. 24	R3. 3. 4	賛成全員 採択	三浦、西川、永見、 上野、芦谷、 西田、牛尾	
R3. 2. 12	182	SNSの積極的な活用を求める陳情について	浜田市日脚町184-1 森谷 公昭	総務文教 委員会	R3. 2. 24	R3. 3. 4	賛成全員 採択	三浦、西川、永見、 上野、芦谷、 西田、牛尾	
R3. 2. 12	183	市民に有効な凍結災害防止対策の検討を求める陳情について	浜田市日脚町184-1 森谷 公昭	福祉環境 委員会	R3. 2. 24	R3. 3. 5	賛成全員 採択	沖田、村武、小川、 岡本、佐々木、 田畑、澁谷	
R3. 2. 12	184	豪雨時に水たまりとなる危険箇所の整備を求める陳情について	浜田市日脚町184-1 森谷 公昭	産業建設 委員会	R3. 2. 24	R3. 3. 8	賛成全員 採択	川上、野藤、飛野、 笹田、布施、道下	
R3. 2. 12	185	新型コロナウイルスの影響を受ける事業所への支援強化を求める陳情について	浜田市日脚町184-1 森谷 公昭	産業建設 委員会	R3. 2. 24	R3. 3. 8	賛成多数 採択	川上、飛野、 笹田、道下	



陳情審査結果等報告書

(令和3年3月定例会議審査分)

受付年月日	番号	件名	陳情者	付託委員会	付託年月日	審査年月日	審査結果等	可の者 (賛成)	不採択の理由
R3. 2. 12	186	雇用促進住宅の管理運営方針の公表を求める陳情について	浜田市日脚町184-1 森谷 公昭	産業建設委員会	R3. 2. 24	R3. 3. 8	賛成全員採択	川上、野藤、飛野、 笹田、布施、道下	
R3. 2. 12	187	海石住宅の家電製品の交換を求める陳情について	浜田市日脚町184-1 森谷 公昭	産業建設委員会	R3. 2. 24	R3. 3. 8	賛成少数 不採択	川上	既に対応済みのため。
R3. 2. 12	188	自殺者が出た市営住宅の契約書の心理的瑕疵項目の記載内容に関する陳情について	浜田市日脚町184-1 森谷 公昭	産業建設委員会	R3. 2. 24	R3. 3. 8	賛成全員採択	川上、野藤、飛野、 笹田、布施、道下	
R3. 2. 12	189	市営住宅の連帯保証人の取扱いの是正に関する陳情について	浜田市日脚町184-1 森谷 公昭	産業建設委員会	R3. 2. 24	R3. 3. 8	賛成多数採択	川上、飛野、 笹田、道下	
R3. 2. 12	190	指定管理者選定における総合振興計画と条例と申請者の考え方に関する陳情について	浜田市日脚町184-1 森谷 公昭	産業建設委員会	R3. 2. 24	R3. 3. 8	賛成多数採択	川上、飛野、 笹田、道下	
R3. 2. 12	191	雇用促進住宅の指定管理者選定なしと決定後の進め方に関する陳情について	浜田市日脚町184-1 森谷 公昭	産業建設委員会	R3. 2. 24	R3. 3. 8	賛成全員採択	川上、野藤、飛野、 笹田、布施、道下	
R3. 2. 12	192	どぶろくの提案の取扱いに関する陳情について	浜田市日脚町184-1 森谷 公昭	産業建設委員会	R3. 2. 24	R3. 3. 8	賛成少数 不採択	川上、道下	法令の違反事項はないため。
R3. 2. 12	193	陳情の推進に関する陳情について	浜田市日脚町184-1 森谷 公昭	議会運営委員会	R3. 2. 24	R3. 3. 1	賛成全員採択	全員	

## 浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合議会の開催状況等について

### 1 組合議会の開催状況

#### (1) 令和2年第1回 定例会

〔日時〕 令和2年3月27日（金）午後2時48分～午後3時04分

〔場所〕 江津市役所 4階 第1委員会室

〔議事〕

議事	議 題	概 要	結果
同意第1号	浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合監査委員の選任について	指名推薦 5番 布施 賢司 議員	全会一致 同意
議案第1号	浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合において江津市の条例を準用する条例の一部を改正する条例制定について	地方公務員法等の改正に伴い、嘱託員を会計年度任用職員へ移行するための一部改正を行うもの	全会一致 可決
議案第2号	浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合議会議員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	同 上	全会一致 可決
議案第3号	令和2年度浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合予算を定めることについて	令和2年度予算額 歳入歳出総額 21,530,000円	全会一致 可決

#### (2) 令和2年第2回 定例会

〔日時〕 令和2年9月30日（水）午前11時45分～午前11時58分

〔場所〕 浜田市役所 5階 議会全員協議会室

〔議事〕

議事	議 題	概 要	結果
選挙第1号	浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合議会の副議長の選挙について	指名推薦 副議長 10番 藤間義明 議員	全会一致 可決
認定第1号	令和元年度浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合歳入歳出決算の認定について	令和元年度決算額 歳入合計 21,705,143円 歳出合計 20,563,629円 差引残高 1,141,514円	全会一致 認定

### 2 その他

#### 第2回 有福温泉開発協議会

〔日時〕 令和2年1月24日（金）午後2時から

〔場所〕 有福温泉地域コミュニティ交流センター

〔議題〕 有福温泉公衆浴場の諸課題について

#### 第3回 有福温泉開発協議会

〔日時〕 令和2年2月18日（火）午後2時から

〔場所〕 有福温泉地域コミュニティ交流センター

〔議題〕 旧有福村の財産問題について

## 浜田地区広域行政組合議会の審議状況の報告について

浜田地区広域行政組合  
令和3年3月17日

### 1 本 会 議

(1) 第91回定例会 令和2年3月26日（木）10:00～14:34 浜田市役所 5階 議会全員協議会室

区 分	議 題	概 要	結 果
同意第1号	浜田地区広域行政組合監査委員の選任について	監査委員の任期満了に伴い新たな選任について議会の同意を求める	同意 (野上 俊文)
同意第2号	浜田地区広域行政組合公平委員会委員の選任について	公平委員会委員の任期満了に伴い新たな選任について議会の同意を求める	同意 (小澤 孝子)
同意第3号	浜田地区広域行政組合公平委員会委員の選任について	公平委員会委員の任期満了に伴い新たな選任について議会の同意を求める	同意 (江木 修二)
同意第4号	浜田地区広域行政組合公平委員会委員の選任について	公平委員会委員の任期満了に伴い新たな選任について議会の同意を求める	同意 (牛尾 祐治)
議案第1号	令和元年度浜田地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）	決算を見込み、総務費、民生費、衛生費の調整により、1,638万8千円を減額	原案可決
議案第2号	令和元年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第5号）	決算を見込み、総務費、保険給付費、地域支援事業費、基金積立金の調整により、3億5,542万2千円を減額	原案可決
議案第3号	令和2年度浜田地区広域行政組合一般会計予算	予算額 12億2,805万6千円	原案可決
議案第4号	令和2年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計予算	予算額 120億5,025万9千円	原案可決

(2) 第92回定例会 令和2年8月14日（金）10:00～12:41 浜田市役所 5階 議会全員協議会室

区 分	議 題	概 要	結 果
承認第1号	専決処分の承認について（浜田地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例について）	浜田地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例について専決処分をしたのでこれを報告し、議会の承認を求めるもの「低所得者保険料軽減」	承認
承認第2号	専決処分の承認について（浜田地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例について）	浜田地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例について専決処分をしたのでこれを報告し、議会の承認を求めるもの「新型コロナウイルス感染症の影響に係る保険料減免の遡及適用」	承認
認定第1号	令和元年度浜田地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定について	監査委員の意見を付して議会の認定を受けるもの	認定
認定第2号	令和元年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	監査委員の意見を付して議会の認定を受けるもの	認定
議案第5号	浜田地区広域行政組合において浜田市の条例を準用する条例の一部を改正する条例について	地方自治法の一部が改正され、浜田市において浜田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例が制定されたことから、これを準用する条例の一部を改正するもの	原案可決

議案第6号	浜田地区広域行政組合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、条例の一部を改正するもの	原案可決
議案第7号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するもの	原案可決
議案第8号	令和2年度浜田地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）について	令和元年度決算に伴う繰越金、負担金及び人件費、低所得者保険料軽減事業の調整により、504万4千円を減額	原案可決
議案第9号	令和2年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）について	令和元年度決算に伴う繰越金、負担金及び人件費、基金積立金の調整により、4億4,433万7千円を増額	原案可決

(3) 第93回臨時会 令和2年12月24日（木）13:27～14:02 浜田市役所 5階 議会全員協議会室

区分	議題	概要	結果
選挙第1号	浜田地区広域行政組合副議長の選挙について	江津市選出議員改選により副議長が欠けたため選挙を行う	当選 (田中 利徳)
議案第10号	浜田地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例について	地方税法の延滞金に係る規定が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するもの	原案可決
議案第11号	令和2年度浜田地区広域行政組合一般会計会計補正予算（第2号）について	人事院勧告に基づく人件費の調整、事業費確定に伴う不用額の調整及び県補助金の活用に伴う財源振替により、276万6千円を減額	原案可決
議案第12号	令和2年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第2号）について	人事院勧告等に基づく人件費の調整、負担金及び負担金並びに国庫補助金の調整、保健福祉事業費と基金積立金の調整により、2,062万3千円を増額	原案可決

## 2 全員協議会

(1) 令和2年3月26日（木）14:40～15:01 浜田市役所 5階 議会全員協議会室

区分	内容	概要
報告事項 1	令和元年12月エコクリーンセンター年末特別開場日の対応について	令和元年12月30日の年末特別開場日に発生した渋滞に対するエコクリーンセンターの対応の状況を報告
報告事項 2	浜田地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例について	令和元年10月の消費税率引上げに伴う保険料軽減措置について、上位法令の施行が議会の開催までに成立しないことから、条例改正を専決処分で行うことの説明 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1段階の保険料率 0.375⇒0.3</li> <li>・ 第2段階の保険料率 0.6 ⇒0.5</li> <li>・ 第3段階の保険料率 0.725⇒0.7</li> </ul>
報告事項 3	介護療養型医療施設の廃止及び介護医療院の開設予定について	介護療養型医療施設の廃止（浜田市内2件）及び介護医療院の開設予定（浜田市内1件）について報告

## (2) 令和2年7月2日（木）10:00～11:00 エコクリーンセンター 2階 研修室

区分	内容	概要
報告事項 1	令和2年度広域連携推進事業計画について	新型コロナウイルス感染症の流行のため子ども交流事業を中止したこと及び、その他の事業の進捗状況について報告
報告事項 2	エコクリーンセンターのゴールデンウィーク明けの対応について	ゴールデンウィーク明けの5月7日と8日に行った渋滞回避対策について報告
報告事項 3	エコクリーンセンター長寿命化総合計画（案）策定及び基幹的設備改良工事に係る発注支援等業務について	令和2年6月9日に行ったプロポーザル方式選定審査会における事業者選定状況と今後のスケジュールについて説明
報告事項 4	数字とグラフで見る可燃ごみ処理の状況の公開について	可燃ごみの搬入量と処理の状況について報告
報告事項 5	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第1号保険料の減免について	新型コロナウイルスを起因として収入が減少した者に対する介護保険料減免について、浜田地区広域行政組合介護保険条例に遡及申請の規程を設ける一部改正の専決処分を行ったことを報告
報告事項 6	新型コロナウイルス感染症にかかる要介護認定の臨時的な取り扱いについて	新型コロナウイルス感染症対策のため、要介護認定の認定調査において厚生労働省老健局老人保健課発出事務連絡に基づく臨時的な取り扱いを行うことを報告
報告事項 7	浜田地区広域行政組合「第8期介護保険事業計画」策定について	第8期介護保険事業計画の策定に係る進捗状況と今後のスケジュールについて説明
報告事項 8	介護医療院の開設について	浜田圏域で初となる介護医療院開設の報告
その他 1	平成30年度財務書類4表について	先に作成した平成30年度財務書類4表を配布

## (3) 令和2年8月14日（金）12:42～12:50 浜田市役所 5階 議会全員協議会室

区分	内容	概要
報告事項 1	令和2年7月豪雨災害ごみの状況について	令和2年7月豪雨災害ごみの受け入れ状況について報告
報告事項 3	令和2年7月豪雨の影響及び新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険関係の取り扱いについて	令和2年7月豪雨に伴うサービス利用料の減免と新型コロナウイルスの影響による介護保険料の減免について報告
その他 1	令和2年8月14日の山陰中央新報の記事について	新型コロナウイルスのクラスターが発生して介護施設の職員が不足する事態に備え、他の介護施設から応援職員を派遣する体制を島根県が整備したことについて、新聞記事へ掲載されていることを報告

## (4) 令和2年12月24日（木）14:02～15:12 浜田市役所 5階 議会全員協議会室

区分	内容	概要
報告事項 1	令和3年度浜田地区広域連携推進事業計画について	令和3年度の事業計画について報告 <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども交流事業について</li> <li>・広域観光推進事業について</li> <li>・人材育成事業について</li> <li>・圏域振興事業について</li> </ul>
報告事項 2	エコクリーンセンター長寿命化総合計画（案）策定等の状況について	長寿命化総合計画策定業務に係る委託事業全体のスケジュールと工事内容について報告

報告事項 3	浜田地区広域行政組合地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の策定について	地球温暖化対策の推進に関する法律において計画策定が義務づけられていることから、事業体として浜田地区広域行政組合地球温暖化対策実行計画(事務事業編)を策定し、令和3年度から令和12年度において取り組むことを報告
報告事項 4	第8期介護保険事業計画中間とりまとめについて	第8期介護保険事業計画の中間とりまとめと介護保険料の設定について報告し、パブリックコメントと住民説明会の実施について説明

(5) 令和3年2月19日(金) 13:30~14:33 エコクリーンセンター 2階 研修室

区分	内容	概要
報告事項 1	第8期介護保険事業計画について	第8期介護保険事業計画の最終案について、これまで実施してきた住民説明会とパブリックコメントの状況も併せて報告
報告事項 2	令和4年度以降の地域支援事業の実施について	これまで当組合から地域支援事業を両市へ委託することで取り組まれてきた地域包括支援センター業務については、浜田市において令和4年4月1日から外部委託をする方針が示されたことから、当組合の規約を改正し両市が当該事業の実施主体となる必要が生じたことを報告
その他 1	令和元年度財務書類4表について	先に作成した令和元年度財務書類4表を配布

## 浜田市都市計画審議会の審議状況について

### 1 第19回審議会

- (1) 日時 令和2年1月15日(水) 13時30分～14時40分  
 (2) 場所 浜田市役所(5階) 議会全員協議会室  
 (3) 審議状況

議 題	概 要	結 果
議第1号 浜田都市計画下水道の決定 (浜田市決定)について	浜田市公共下水道(浜田処理区)に ついて、都市計画決定するもの。	承認

### 2 第20回審議会

- (1) 日時 令和2年3月27日(金) 14時30分～16時  
 (2) 場所 浜田市役所(5階) 議会全員協議会室  
 (3) 審議状況

議 題	概 要	結 果
議第1号 建築基準法第51条ただし書 きの規定による、卸売市場 等の用途に供する特殊建築 物の敷地の位置について	産業廃棄物処理施設の増築計画の 敷地の位置が都市計画上の支障と ならないかを審議するもの。	支障なし

### 3 第21回審議会

- (1) 日時 令和2年12月22日(火) 13時30分～14時20分  
 (2) 場所 浜田市役所(5階) 議会全員協議会室  
 (3) 審議状況

議 題	概 要	結 果
議第1号 旭都市計画公園の変更(浜 田市決定)について	主要地方道浜田八重可部線(今市2 工区)整備事業に伴い、旭公園の一 部を都市計画区域から除外するも の。(公園面積 13.5ha→13.4ha)	承認
報告 浜田市都市計画マスタープ ランの策定について	次期マスタープランの策定スケジ ュールやアンケート調査内容につ いて説明があった。	—

## 令和2年度 浜田市土地開発公社 理事会審議状況の報告について

令和3年3月作成

### 第254回 理事会 (令和2年3月30日開催) (新年度事業計画及び予算の審議)

議第4号 令和2年度浜田市土地開発公社事業計画について (可決)

〔継続事業〕 原井小学校跡地取得造成事業

(保有土地の管理業務)

浜田駅周辺整備事業代替地取得事業

(浜田市からの依頼による事業)

〔土地処分事業〕 浜田駅周辺整備事業代替地

(公共事業代替地として処分)

議第5号 令和2年度浜田市土地開発公社予算について (可決)

上記事業計画による予算の計上

### 第255回 理事会 (令和2年4月23日開催)

議第1号 浜田市土地開発公社 理事長の選出について (砂川 明理事長を選出)

議第2号 浜田市土地開発公社 副理事長の選出について (牛尾 昭副理事長を選出)

その他 浜田市土地開発公社 常務理事の選任について (鎌田 祐二常務理事を選任)

### 第256回 理事会 (令和2年5月28日開催)

議第3号 令和元年度浜田市土地開発公社決算の承認について (可決)

令和2年9月 浜田市議会9月定例会議に経営状況の報告書を提出

(報告第9号)

### 第257回 理事会 (令和3年3月24日開催予定)

議第4号 令和2年度浜田市土地開発公社事業計画の変更について

今年度の事業実績に応じた事業計画(精算見込み額)を計上

〔継続事業〕 原井小学校跡地取得造成事業

(保有土地の管理業務)

浜田駅周辺整備事業代替地取得事業

(浜田市からの依頼による事業)

〔土地処分事業〕 浜田駅周辺整備事業代替地

(公共事業代替地として処分)

議第5号 令和2年度浜田市土地開発公社補正予算(第1回)について

上記事業計画の変更による予算の計上



議第 6 号 令和 3 年度浜田市土地開発公社事業計画について

〔継続事業〕原井小学校跡地取得造成事業

(保有土地の管理業務)

〔新規事業〕旭インター周辺用地取得造成事業

(浜田市からの依頼による事業)

〔土地処分事業〕旭インター周辺用地

(公募による一般分譲)

議第 7 号 令和 3 年度浜田市土地開発公社予算について

上記事業計画による予算の計上

## 島根県市議会議長会事務報告

令和 2 年 4 月 1 0 日（島根県市議会議長会春季定期総会）以降の事務処理の概要を次のとおり報告する。

令和 2 年

4 月 1 0 日	令和 2 年度春季島根県市議会議長会定期総会（以下「春季定期総会」）を 書面会議により開催し、中国市議会議長会提出議案 3 件を次のとおり 決定した。 ・順位第 1 位（議案第 1、3 号） 山陰への高速鉄道の実現について（松江市・出雲市提出） ・順位第 2 位（議案第 5 号） 防災・減災対策の充実強化について（大田市提出） ・順位第 3 位（議案第 8 号） 鳥獣被害防止対策の推進と交付金の拡充について（安来市提出）
4 月 2 3 日	中国市議会議長会第 1 4 6 回定期総会が書面会議により開催された。 （福山市）
5 月 2 6 日	地元選出国會議員と島根県市議会議長会との意見交換会は中止した。
5 月 2 7 日	全国市議会議長会第 9 6 回定期総会が書面会議により開催された。（東 京都）
6 月 1 0 日	島根県後期高齢者医療広域連合議會議員選挙の結果、本会副会長（浜 田市議會議長）が当選した。
6 月 1 6 日	公益財団法人島根県市町村振興協会評議員に本会会長（出雲市議會議 長）が選任された。
8 月 5 日	令和 2 年度島根県市議会議長會議員研修会は延期した。 1 0 月 2 2 日にリモート会議で実施予定。
8 月 1 1 日	島根県市議会議長会事務局長会議を出雲市からのリモート会議により 開催した。
8 月 1 2 日	令和 2 年第 2 回島根県市町村総合事務組合議会議定例会が開催され、選 挙の結果、本会会長が議長に選任された。
8 月 1 7 日 ～ 1 8 日	令和 2 年度島根県市議会議長会事務局職員研修会は、各市議会提出課 題のゼミナールのみを書面形式により実施しました。
1 0 月 2 日	第 8 4 回国民スポーツ大会・第 2 9 回全国障害者スポーツ大会島根県 準備委員会設立総会・第 1 回総会が開催され、本会会長が常任委員に承 認された。

令和2年4月10日以降の本会会員の異動（敬称略）

議長

（就任）

大田市

まつ むら のぶ ゆき  
松 村 信 之

令和2年4月20日

副議長

（就任）

大田市

つき もり かず ひろ  
月 森 和 弘

令和2年4月20日

令和2年10月6日(島根県市議会議長会秋季定期総会)以降の事務処理の概要を、次のとおり報告する。

令和2年

10月 6日	<p>令和2年度秋季島根県市議会議長会定期総会(以下「秋季定期総会」)を出雲市役所において開催し、中国市議会議長会提出議案2件を次のとおり決定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・順位第1位(議案第6号) 地方創生における東京一極集中の是正及び人口減少対策について (安来市)</li> <li>・順位第2位(議案第5号) 過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな法律の制定について (大田市)</li> </ul> <p>なお、秋季定期総会において可決された以下の議案について、本会会長名で県選出国會議員に要望書を提出することを決定した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 山陰への高速鉄道の実現について (松江市提出)</li> <li>② 医師・看護師等医療従事者確保対策について (浜田市提出)</li> <li>③ 在宅における医療的ケア児の支援について (出雲市提出)</li> <li>④ 高速道路ネットワークの早期整備等について (益田市提出)</li> <li>⑤ 過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな法律の制定について (大田市提出)</li> <li>⑥ 地方創生における東京一極集中の是正及び人口減少対策について (安来市提出)</li> <li>⑦ 地域医療確保対策の推進について (江津市提出)</li> <li>⑧ 防災・減災、国土強靱化のための財政支援の拡充について (雲南市提出)</li> </ol> <p>また、本会提出議案の新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書【国】については、内閣総理大臣等国の関係機関及び県選出国會議員に、新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書【県】については、島根県知事に提出することを決定した。</p>
10月 9日	<p>中国市議会議長会支部長市等事務局長会議がWeb会議により開催された。(福山市)</p>
10月19日	<p>第147回中国市議会議長会臨時総会(理事代行会議)が書面会議により開催された。(福山市)</p>
10月22日	<p>令和2年度島根県市議会議長會議員研修会をリモート(県内8市各会場)により、次のとおり開催した。</p> <p>演 題:「今の時代における地方議会・議員の役割」 講 師:駒澤大学法学部教授 大山礼子 氏 参加者:議員154名、職員26名</p>

10月23日	新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書【国】を内閣総理大臣外9機関へ送付した。
11月11日 ～12日	秋季定期総会において可決された議案について、会長が県選出国會議員に要望書を提出した。
12月24日	新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書【県】を、会長、副会長が島根県知事へ提出した。

令和3年

1月26日	令和2年度島根県市議会議長会会計監査を受けた。 (監事：安来市議会議長・江津市議会議長)
1月28日	島根県市議会議長会事務局長会議を浜田市（浜田市役所）において開催した。
2月8日	中国市議会議長会支部長市等事務局長会議がWEB会議により開催された。(浜田市)
2月10日	次期事務局市の浜田市へ次のとおり事務引継を行った。 1. 島根県市議会議長会会長印 1個 2. 島根県市議会議長会繰越金 1,014,103円 3. 島根県市議会議長会受付印 1個 4. 島根県市議会議長会議員研修会懸垂幕 1幕

令和2年10月6日以後の異動（敬称略）

議 長

（就任）

安来市 葉 だ しげ よし 美 令和2年10月13日

雲南市 佐 とう 藤 たか し 司 令和2年11月30日

副議長

（就任）

雲南市 や かべ まさ ひろ 矢 壁 正 弘 令和2年11月30日

江津市 とう ま よし あき 藤 間 義 明 令和2年12月10日

# 中国市議会議長会事務報告

令和元年10月18日から令和2年4月22日までの事務処理の概要を次のとおり報告する。

令和元年	
10月18日	第145回中国市議会議長会臨時総会(理事代行会議)(以下「臨時総会」という。)及び支部長会議を「防府グランドホテル」において開催した。
10月21日	臨時総会で議決された全国市議会議長会提出議案2件と予備議案1件を全国市議会議長会会長あてに送付した。 議案第1号 山陰への高速鉄道の実現について (島根支部) 議案第2号 新たな過疎対策法の制定について (広島支部) 予備議案 参議院議員選挙における合区の解消について (鳥取支部)
10月31日	鳥取市議会庁舎の新築落成について、中国市議会議長会慶弔規程に基づき鳥取市議会議長に記念品料(20,000円)を送付した。
11月5日	総社市における議長交代に伴い、後任の剣持堅吾議長を市議会議員共済会代議員として、市議会議員共済会会長に推薦した。
11月12日	臨時総会で議決された議案のうち、全国市議会議長会提出議案以外の議案及び本議案とならなかった予備議案(議案提出後、全国市議会議長会から、他部会提出議案との調整により議案第2号に代えて予備議案を本議案にしたいとの依頼があったため、議案第2号を予備議案とした。)について、中国市議会議長会会長名をもって関係省庁へ実現方を要望した。 1 新たな過疎対策法の制定について 2 発達障害児の早期診療の対応について 3 陸上自衛隊出雲駐屯地の拡充整備について 4 国土の均衡ある発展と災害に強い国土軸の形成について 5 少子化対策の充実強化について 6 集中豪雨など頻発・激甚化する大規模災害等に対応する防災・減災対策の強化について 7 児童虐待防止対策のさらなる充実について 8 沖縄の基地負担軽減及び日米地位協定の改定について
11月29日	臨時総会で決定した、各年度ごとに設置する「都市問題に関する特別委員会」の委員候補の推薦について、倉吉市、新見市を令和2年度の委員候補として、全国市議会議長会会長に報告した。

12月18日	次期定期総会開催市の福山市へ次のとおり事務引継を行った。 1 国旗及び全国市議会議長会会旗 各1枚 2 卓上札、名札
12月18日	市議会議員共済会から「市議会議員共済会の役員等の取扱いについて」の送付を受け、次期定期総会開催市の福山市議会事務局に写しを送付した。
令和2年	
1月8日	尾道市議会庁舎の新築落成について、中国市議会議長会慶弔規程に基づき尾道市議会議長に記念品料（20,000円）を送付した。
1月9日	定期総会及び臨時総会会議録を全国市議会議長会及び会員市に送付した。
2月4日	中国市議会議長会支部長市等事務局長会議を「福山ニューキャッスルホテル」において開催した。
3月13日	定期総会及び臨時総会において提言のあった全国市議会議長会への提出議案選考方法及び中国市議会議長会会則の見直しに係る検討の経緯及び対応方針等について、文書により会員市に報告した。
3月27日	4月23日に「福山ニューキャッスルホテル」において開催予定としていた中国市議会議長会理事会及び第146回定期総会について、新型コロナウイルスの全国的な感染拡大を受け、書面会議による開催に変更することを会員市へ通知した。
3月31日	全国市議会議長会から交付された令和元年度部会研修会補助金（1,250,000円）のうち、未執行額（1,247,421円）を返還した。
3月31日	次期定期総会開催市の福山市へ次のとおり事務引継を行った。 1 中国市議会議長会会長印 1個 2 中国市議会議長会表彰負担金 362,254円 3 中国市議会議長会慶弔負担金 658,582円 4 ゴム印（中国市議会議長会・中国市議会議長会会長） 2個
4月2日	全国市議会議長会から「第96回定期総会における部会提出議案及び次期役員部の推薦について」の送付を受け、次期定期総会開催市の福山市議会事務局あてに写しを送付した。

令和2年4月23日から同年10月18日までの事務処理の概要を次のとおり報告する。

4月23日	中国市議会議長会理事会及び第146回中国市議会議長会定期総会（以下「定期総会」という。）を書面会議として開催した。
4月23日	定期総会で推薦決定した全国市議会議長会役員を全国市議会議長会会長へ推薦するとともに、定期総会で議決された全国市議会議長会提出議案

	<p>3件と予備議案1件を送付した。</p> <p>議案第1号 新たな過疎対策法の制定について (岡山支部)</p> <p>議案第2号 水道事業の広域連携に対する財政支援体制の確立について (山口支部)</p> <p>議案第3号 鉄道駅におけるエレベーター設置等のバリアフリー化に対する支援について (広島支部)</p> <p>予備議案 北朝鮮による拉致被害者の早期帰国の実現と調査の徹底について (鳥取支部)</p> <p>定期総会で改選決定された市議会議員共済会役員(理事)の推薦書及び代議員の報告書を市議会議員共済会会長あてに送付した。</p>
4月28日	<p>定期総会で議決された議案について、中国市議会議長会会長名をもって関係省庁へ実現方を要望した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 山陰への高速鉄道の実現について</li> <li>2 防災・減災対策の充実強化について</li> <li>3 鳥獣被害防止対策の推進と交付金の拡充について</li> <li>4 北朝鮮による拉致被害者の早期帰国の実現と調査の徹底について</li> <li>5 情報通信基盤の整備に係る抜本的対策の推進、予算の確保等について</li> <li>6 中海の漁業振興について</li> <li>7 新たな過疎対策法の制定について</li> <li>8 外国人労働者の受入拡大に伴う多文化共生社会の構築について</li> <li>9 農地転用許可制度の柔軟な運用による土地利用の促進について</li> <li>10 水道事業の広域連携に対する財政支援体制の確立について</li> <li>11 河川事業の内水対策に係る財政的支援について</li> <li>12 放課後児童クラブ運営費の負担割合の見直しについて</li> <li>13 鉄道駅におけるエレベーター設置等のバリアフリー化に対する支援について</li> <li>14 豊かな瀬戸内海の再生について</li> <li>15 安全・安心で質の高い医療・介護を実現するための人手不足の解消と労働環境の改善について</li> </ol>
4月30日	<p>会員各市議会に定期総会等の書面会議の結果について報告書を送付した。</p>
5月11日	<p>市議会議員共済会役員(理事)の異動に伴い推薦書を市議会議員共済会会長あてに送付した。</p>



6月15日	会員各市議会に第148回定期総会表彰該当者についての照会文書を送付した。
7月3日	美作市議会副議長のご逝去に伴い、中国市議会議長会慶弔規程に基づき美作市議会議長に供花料（20,000円）を送付した。
7月10日	全国市議会議長会から令和2年度部会交付金（1,550,000円）及び部会研修会補助金（1,250,000円）が交付された。
8月6日	米子市議会に西日本市議会職員研修会費（250,000円）を交付した。
8月19日	島根支部、鳥取支部、岡山支部、広島支部に研修会費（各150,000円）を交付した。 長門市議会庁舎の新築落成について、中国市議会議長会慶弔規程に基づき長門市議会議長に記念品料（20,000円）を送付した。
9月1日	7月13日からの大雨災害について、中国市議会議長会慶弔規程に基づき江津市議会議長に見舞金（20,000円）を送付した。
10月9日	中国市議会議長会支部長市等事務局長会議をWeb会議として開催し、第147回中国市議会議長会臨時総会（理事代行会議）の運営等について協議した。 備前市議会庁舎の新築落成について、中国市議会議長会慶弔規程に基づき備前市議会議長に記念品料（20,000円）を送付した。

# 全国市議会議長会事務報告

## ◆令和2年5月27日 第96回定期総会(書面開催)

### 【部会提出決議】

- 1 東日本大震災からの早期復旧・復興について
- 2 原子力発電所事故災害への対応について
- 3 令和元年台風第19号災害からの復興・復旧について
- 4 防災・減災対策の充実・強化について
- 5 北方領土問題の早期解決等について
- 6 日米地位協定の抜本的な改定及び在沖米軍基地の負担軽減について
- 7 新たな過疎対策法の制定について
- 8 地域運営組織への支援にかかる財政措置について
- 9 空き家対策における財政支援等について
- 10 会計年度任用職員制度に係る財源措置について
- 11 公共施設等適正管理推進事業債の措置期限の延長について
- 12 新型コロナウイルス感染症対策について
- 13 地域医療体制の整備等について
- 14 がん検診への支援の充実について
- 15 子ども医療費助成制度の創設について
- 16 水道事業の広域連携に対する財政支援体制の確立について
- 17 幼児教育・保育の無償化に伴う財源措置について（地方財政の充実強化を求めて）
- 18 少人数学級の推進に係る学級編制標準の見直し及び自治体の負担軽減について
- 19 土砂の埋立てに関する法整備について
- 20 道路交通網の整備促進について
- 21 九州における高速交通網等の整備促進について
- 22 北海道新幹線の建設促進について
- 23 北陸新幹線の整備促進について
- 24 並行在来線への支援措置について
- 25 鉄道駅におけるエレベーター設置等のバリアフリー化に対する支援について
- 26 都市の緑を保全する施策への支援制度の拡充

### 【会長提出決議】

- 1 多様な人材の市議会への参画促進に関する決議
- 2 地方創生・地方分権改革の推進及び地方税財源の充実確保に関する決議
- 3 新型コロナウイルス対策に関する決議
- 4 頻発・激甚化する大規模災害等からの復旧・復興対策及び防災・減災対策等に関する決議
- 5 東日本大震災からの復旧・復興に関する決議

## ◆令和2年7月豪雨災害に関する緊急要望

九州地方をはじめ、西日本から東日本、さらには東北や北陸にまで及ぶ広い範囲で河川の氾濫や土砂崩れが発生し、多数の尊い人命が奪われるとともに、家屋等の損壊により多くの住民が避難生活を余儀なくされた。復旧・復興を進めていくためには、国によるハード・ソフト両面にわたる一層の支援が不可欠な状況にあることから、政府及び国会に要望書を提出。

## ◆令和2年11月5日 第109回評議員会

### 【部会提出決議】

- 1 北方領土問題の早期解決等について
- 2 地方創生における東京一極集中の是正及び人口減少対策について
- 3 過疎地域自立促進特別措置法による過疎対策事業債の期限延長について
- 4 公共施設等適正管理推進事業債の期間延長について
- 5 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う地域経済などへの対策を求める要望について
- 6 新型コロナウイルス感染症対策に関する要望
- 7 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う医療機関の継続経営に向けた財政支援について
- 8 地域医療を守るための国の財政支援について
- 9 地域医療継続に向けた取り組みについて
- 10 インフルエンザ予防接種に係る支援の充実について
- 11 公立小中学校施設整備に係る財源の確保、拡充について
- 12 待機児童解消に向けた人材確保施策の充実について
- 13 保育士の確保及び施設整備に対する財政支援について
- 14 農業次世代人材投資事業の継続と予算の確保、並びに交付要件について
- 15 北海道新幹線の建設促進について
- 16 北陸新幹線の整備促進について
- 17 山陰新幹線の整備促進について
- 18 九州における高速交通網等の整備促進について

### 【会長提出決議】

- 1 多様な人材の市議会への参画促進に関する決議
- 2 地方創生・地方分権改革の推進及び地方税財源の充実確保に関する決議
- 3 新型コロナウイルス対策に関する決議
- 4 頻発・激甚化する大規模災害等からの復旧・復興対策及び防災・減災対策等に関する決議
- 5 東日本大震災からの復旧・復興に関する決議

要望書

第3号（第5条関係）

提出日を記入

令和3年 月 日

浜田市議会議長 様

浜田市議会議員

印

上期に請求された議員は令和2年10月から令和3年3月までと記載

## 政務活動費収支報告書

令和2年4月から令和3年3月までの政務活動費の収支報告書を、浜田市議会政務活動費の交付に関する条例第6条の規定により下記のとおり提出します。

記

1	交付決定額		100,000 円
2	収入	政務活動費	96,000 円
		(既交付済額)	0 円
3	支出	(令和2年4月から令和3年3月まで)	

全議員、交付決定額は100,000円

下表の支出の合計金額と合致

上期に交付を受けた議員のみ金額記載

(単位：円)

項目	金額	備考
調査研究費	58,000	
研修費	20,000	備考欄には「内訳は別紙のとおり」と記載し（領収書は項目ごとに分類して別紙で報告）
広聴費	3,000	
要請・陳情活動費	0	
資料作成費	5,000	
資料購入費	10,000	
合計	96,000	

## 4 添付書類

- (1) 支出内訳書（収支報告書添付資料のとおり）
- (2) 領収書等証拠書類

領収書等証拠書類は、原則原本

記載例

令和2年度 政務活動費収支報告書添付資料

浜田市議会議員( ○○ ○○ 印 )

No.	日付	項目	内容	金額(円)	備考
1	5/10	調査研究費	宿泊費	10,000円	○○ホテル
2	5/10～11	〃	交通費	5,440円	高速バス(浜田⇄広島)
3	5/10～11	〃	交通費	42,560円	JR切符(広島⇄東京)
			<b>調査研究費計</b>	<b>58,000円</b>	
4	7/15	研修費	○○研修会宿泊費	6,500円	宿泊費:○○ホテル
5	7/15～16		ガソリン代	7,440円	浜田⇄山口
6	7/15	〃	○○研修会参加料 (振込手数料を含む)	6,060円	
		〃	<b>研修費計</b>	<b>20,000円</b>	
7	6/15	広聴費	会場使用料	2,000円	
8	6/15	〃	資料印刷費	1,000円	
			<b>広聴費計</b>	<b>3,000円</b>	
9	9/10	資料作成費	印刷費	5,000円	○○定例会議個人一般 質問パネル作成
			<b>資料作成費計</b>	<b>5,000円</b>	
10	5/2	資料購入費	書籍代	3,400円	○○入門
11	6/12	〃	書籍代	3,000円	○○法について
12	3/30	〃	○○新聞購読料	3,600円	令和2年4月～令和3 年3月分 10,800円×1/3
			<b>資料購入費計</b>	<b>10,000円</b>	
		<b>合計</b>		<b>96,000円</b>	

\* A4 の用紙 (片面のみ) に領収書等を貼り、どの項目の領収書かわかるように「支報告書添付資料」の NO. を記入してください。  
(そのまま PDF 化して市議会ホームページに掲載します。)

**【調査研修費 計 58,000 円】**

NO.1

領収書  
¥10,000 円  
5/10 ○○ホテル代

NO.2

領収書  
¥5,440 円  
5/10~11 高速バス代  
(浜田⇄広島)

NO.3

領収書  
¥42,560 円  
5/10~11 JR 切符代 (広島⇄東京)

**【研修費 計 20,000 円】**

NO.4

領収書  
¥6,500 円  
7/15○○ホテル

NO.5

領収書  
¥7,440 円  
7/15~16 ガソリン代

NO.6

領収書  
¥6,060 円  
7/15○○研修会参加料

**【広聴費 計 3,000 円】**

NO.7

領収書  
¥2,000 円  
6/15 ○○会場使用料

NO.8

領収書  
¥1,000 円  
6/15 △△資料印刷代

**【資料作成費 計 5,000 円】**

NO.9

領収書  
¥5,000 円 9/10 パネル作成印刷代

**【資料購入費 計 10,000 円】**

NO.10

領収書  
¥3,400 円  
5/2 ○○入門

NO.11

領収書  
¥3,000 円  
6/12 ○○法について

NO.12

領収書  
¥10,800 円  
3/30 ○○新聞購読料  
(4月~3月分)

\* 図書の題名を記入 (細則 4 項)

記載例

様式第 4 号(第 6 条関係)

令和 年 月 日

空欄で提出

浜田市長 様  
(浜田市議会議長経由)

浜田市議会議員

印

政務活動費交付請求書

令和 2 年度政務活動費を、浜田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第 6 条の規定により下記のとおり請求します。

上期に請求された議員は、  
「100,000 円-上期請求額」が  
上限額

記

支出の合計金額と合致するが、上限は 100,000 円

交付請求額 96,000 円  
(令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月分)

上期に請求された議員は、令和 2 年 10 月から令和 3 年 3 月までと記載

記載例

## 会計帳簿

こちらの帳簿は提出不要です。

日付	項目	摘要	出金額	備考
5/10	調査研究費	〇〇ホテル	10,000	
5/10～5/11	調査研究費	高速バス	5,440	浜田ー広島間往復
5/10～5/11	調査研究費	JR 切符 (広島⇄東京)	42,560	
7/15	研修費	〇〇ホテル	6,500	
7/15～7/16	研修費	ガソリン代 (浜田⇄山口)	7,440	
7/15	研修費	〇〇研修会参加料 (振込手数料を含む)	6,060	振込手数料 350 円
6/15	広聴費	会場使用料	2,000	
6/15	広聴費	資料印刷費	1,000	
9/10	資料作成費	パネル印刷代	5,000	〇〇定例会議個人一般質問パネル作成
5/2	資料購入費	〇〇入門	3,400	
6/12	資料購入費	〇〇法について	3,000	
3/30	資料購入費	〇〇新聞購読料 (令和 2 年 4 月 ～令和 3 年 3 月分)	3,600	10,800 円 × 1/3

※この会計帳簿の提出は必要ありませんが、浜田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則により 5 年間経過するまで保管してください。



様式第1号（第2条関係）

浜田市長 様  
（浜田市議会議長経由）

令和3年4月1日

全議員、令和3年4月1日と記入

浜田市議会議員

印

## 政務活動費交付申請書

令和3年度政務活動費を、浜田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条の規定により下記のとおり申請します。

記

全議員、このとおり記入  
（4月～10月までの月割額）

交付申請額 58,333 円

（ 令和3年4月 ～ 令和3年10月分 ）

（内訳）

項目	金額(単位 円)	備考
調査研究費	17,000	
研修費	25,000	
広聴費	0	
要請・陳情活動費	0	
資料作成費	8,000	
資料購入費	8,333	

どの項目にいくら使用するか予定を記入。  
合計金額が58,333円になるようにしてください。

令和 3 年 月 日

浜田市議会議長 様

浜田市議会議員 (印)

政務活動費収支報告書

令和 2 年 4 月から令和 3 年 3 月までの政務活動費の収支報告書を、浜田市議会政務活動費の交付に関する条例第 6 条の規定により下記のとおり提出します。

記

1 交付決定額 100,000 円

2 収 入 政務活動費 円  
(既交付済額 円)

3 支 出 (令和 2 年 4 月から令和 3 年 3 月まで)

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
調査研究費		
研修費		
広聴費		内訳は別紙のとおり
要請・陳情活動費		
資料作成費		
資料購入費		
合 計		

4 添付書類

- (1) 支出内訳書 (収支報告書添付資料のとおり)
- (2) 領収書等証拠書類



令和 年 月 日

浜田市長 様  
(浜田市議会議長経由)

浜田市議会議員 ⑩

政務活動費交付請求書

令和 2 年度政務活動費を、浜田市議会政務活動費の交付に関する条例  
施行規則第 6 条の規定により下記のとおり請求します。

記

交付請求額 円

(令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月分)



令和3年4月1日

浜田市長 様  
(浜田市議会議長経由)

浜田市議会議員



政務活動費交付申請書

令和3年度政務活動費を、浜田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条の規定により下記のとおり申請します。

記

交付申請額 58,333 円

( 令和3年4月 ～ 令和3年10月分 )

(内訳)

項 目	金 額(単位 円)	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 聴 費		
要 請 ・ 陳 情 活 動 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		

**令和3年3月浜田市議会定例会議 予算決算委員会  
ケーブルテレビ放送予定について**

予算決算委員会				
審査日	審査内容		放送日時 (111ch)	再放送予定 (112ch)
3月10日(水)	令和2年度 補正予算	総務文教委員会関係	4月1日(木) 午前10時～	5月上旬予定
3月11日(木)	令和3年度 当初予算・補正予算			
3月11日(木)	令和2年度 補正予算	福祉環境委員会関係	4月2日(金) 午前10時～	5月上旬予定
3月12日(金)	令和3年度 当初予算・補正予算			
3月12日(金)	令和2年度 補正予算	産業建設委員会関係	4月3日(土) 午前10時～	5月上旬予定
3月15日(月)	令和3年度 当初予算・補正予算			
		採決		

※再放送の予定は上記のとおりですが、決まり次第お知らせします。